



沖縄県宮古島市

- 1 公共工事発注に際しての事業用自動車(緑ナンバー)使用に関する要請活動の実施!
- 3 テールゲートリフターによる荷役作業向け「特別教育」の実施について
- 5 令和5年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について
- 11 陸運と安全衛生 12月から1月まで年末・年始労働災害防止強調運動を実施します!
- 12 テールゲートリフター特別教育に係る「インストラクター養成講座」を開催
陸運事業者のための安全マネジメント研修が開催されました!

- 13 陸運と安全衛生「荷主特別対策担当官」は「トラックGメン」による発着荷主等に対する「働きかけ」等に参加します
- 14 軽油価格推移表(全国平均・沖縄地区)
協会日誌(行事予定)
県交通遺児育成会に43万円寄付
集団健康診断を実施しました!

裏表紙 現金車の35.5%割引は令和6年3月末で終了します

公共工事発注に際しての事業用自動車 (緑ナンバー)使用に関する要請活動の実施!

11月7日(火)に当協会及び南部支部におきましては、公共工事発注に際しての事業用自動車(緑ナンバー)使用等について南部地域の市町長及び議長に対して要請活動を行いました。

要請活動には、当協会から新城会長、伊是名副会長、新垣副会長、上原副会長、宇崎専務理事が参加、南部支部から渡慶次支部長、高安副支部長が参加し、公共工事発注に際しての緑ナンバー使用、白トラ行為の排除、過積載の禁止、適正な運賃・料金の設定、長時間労働、過度な附帯業務の防止等の要請を行いました。

各要請先では、市町長及び議長等に対応して頂き、公共工事における緑ナンバーの使用は当然のことという認識がさらに深まり、しっかり対応していきたい等、更なる指導徹底について理解が得られました。

■要請日：令和5年11月7日(火)

■要請先：西原町・西原町議会、与那原町・与那原町議会、南風原町・南風原町議会、南城市・南城市議会、八重瀬町・八重瀬町議会、豊見城市・豊見城市議会、糸満市・糸満市議会

■参加者：新城会長、伊是名副会長、新垣副会長、上原副会長、宇崎専務理事、渡慶次南部支部長、高安南部副支部長



西原町



与那原町



南風原町



南城市



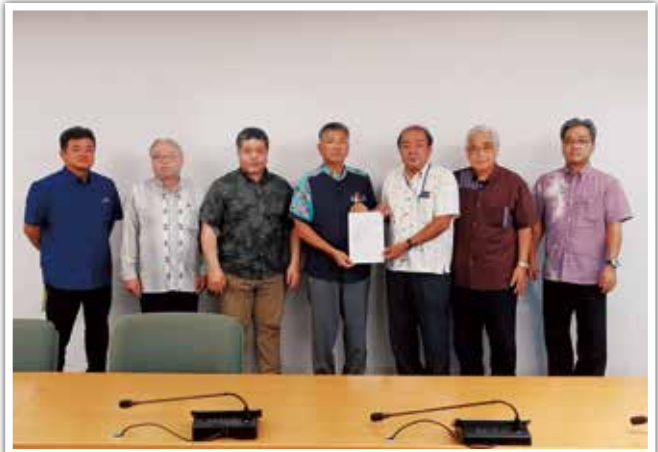
八重瀬町



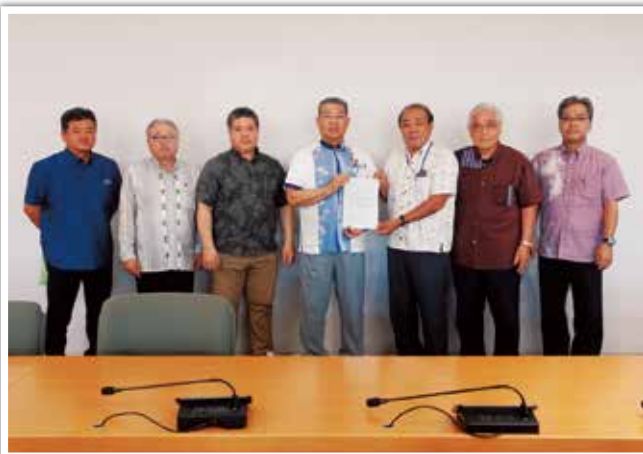
豊見城市



豊見城市議会



糸満市



糸満市議会

沖ト協発第138号
令和5年11月7日

様

那覇市港町2丁目5番23号
公益社団法人沖縄県トラック協会
会長 新城 英一

公共工事発注に際しての事業用自動車（緑ナンバー）
使用に関する要請

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会運営につきましてご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

トラック運送業界は、住民生活や地域経済活動を支える物流の基幹産業としての自覚に立ち、常に安全・安心で環境にも配慮した輸送サービスを提供し続けることに日々努力しているところでございます。

さらに、災害発生時には、県との協定に基づき支援物資の緊急輸送の要請にいち早く対応するため、体制の構築に努めております。

しかしながら、一部の公共工事において、自家用ダンプ（白ナンバー）を使用して、有償による無許可の運送行為（いわゆる白トラ行為）を行っている者が未だ散見されるところです。当該行為は貨物自動車運送事業法に照らして明らかな違反行為であり、誠に遺憾であると言わざるを得ません。

つきましては、下記の事項について、これまで同様、格別なご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

－記－

1. 公共工事発注に際しては、従来より契約書の特記仕様書に「有償による運送は、事業用自動車（緑ナンバー）を使用すること」と明記していることと存じますが、引き続き明記ください。ますようよろしくお願い申し上げます。

2. 白トラ行為の排除、過積載の禁止につきましても、引き続き受注事業者へのご指導方よろしくようお願い申し上げます。

3. 輸送の安全・安心を保持し促進する上から、適正な運賃・料金の設定並びに長時間労働、過度な附帯業務の防止についても、引き続き受注事業者へのご指導方よろしくようお願い申し上げます。

各位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会沖縄県支部
登録番号：T4-0104-0500-1852
支部長 新城 英一
(公印省略)

テールゲートリフターによる荷役作業向け「特別教育」の実施について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当支部事業運営に格別なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年3月28日に、改正労働安全衛生規則が公布され、令和6年2月1日より、荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作業務が特別教育の対象として義務化されます。

これを受け、当支部では自社内で教育をすることが困難な事業場のために下記のとおり特別教育を実施いたしますので関係事業場におかれましては是非受講していただきますようご案内申し上げます。

敬具

記

1. 実施日 令和6年1月23日（火）10:00～15:30
2. 場 所 九州沖縄トラック研修会館（5F 研修室）（那覇市港町2丁目5番23号）
3. 定 員 70名 ※先着順
4. 証明書 特別教育受講者には「学科教育受講証明書」を交付します。
5. 資 料 ・テールゲートリフター作業必須
・テールゲートリフターハンドブック
・「実技教育のポイント」動画教育用 URL
6. 受講料 会 員 8,800円（税込）（内消費税10% 800円）
非会員 11,000円（税込）（内消費税10% 1,000円）

受講料の支払いは「受付完了」のFAX到着後、1月12日（金）迄に以下の口座にお振込みくださ
い。振込が確認できない場合はキャンセル扱いとします。

○沖縄銀行 曙町支店 普通預金 口座番号 1149470

陸上貨物運送事業労働災害防止協会沖縄県支部

支部長 新城 英一（シンジョウ ヒデカズ）

※振込手数料はご負担願います。

※振込後の返金は原則いたしません。

7. 受講申込

- ・申込書に必要事項を記入し、1月10日（水）迄に当支部窓口又はFAXにてご提出下さい。
- ・受講受付後「受付完了」のFAXを返信いたします。
- ・お申込みは、当支部会員を優先して受け付けます。同一企業等からの受講人数を原則5名までに制限させていただきます。
- ・学科のみ実施します。実技は実施しません。

※会場の都合等により変更又は中止する場合がありますので、予めご了承ください。

8. 問合せ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会沖縄県支部 TEL:098-863-0280 FAX:098-863-3591

陸災防沖縄県支部 御中
(FAX: 098-863-3591)

※お申込は、同一企業様からの受講人数を原則5名までとします。

テールゲートリフターによる荷役作業向け「特別教育」 申込書

自社内で教育をすることが困難な事業者向け

申 込 日	令和 年 月 日			※いずれかを○で囲んで下さい。	
受 講 日	令和 6 年 1 月 23 日			会員 区分	会員 ・ 非会員
フリガナ				☒ 昭和 ☐ 平成 ※ ☐ に ☒ 印	
受講者氏名	生年月日			年 月 日	
現 住 所	〒 - (郵便番号は必ず記入)				
	TEL () -				
勤 務 先 等	所在地	〒 - (郵便番号は必ず記入)			
	会社名	事業場名			
		代表者名			
	担 当 者	部署	氏名		
	連絡先TEL		連絡先FAX		

○教育実施機関 陸上貨物運送事業労働災害防止協会沖縄県支部 (TEL: 098-863-0280)

〒900-0001 那覇市港町2丁目5番23号 九州沖縄トラック研修会館2階

【受講料振込先】 沖縄銀行 曙町支店 普通預金 口座番号 1149470

【口座名義】 陸上貨物運送事業労働災害防止協会沖縄県支部 支部長 シンジョウ ヒデカズ 新城 英一

【受講料】 会員: 8,800円、非会員: 11,000円 ※消費税含、振込手数料のご負担をお願いします。
※受講料の支払いは「受付完了」のFAX到着後、1月12日(金)迄に銀行振込をお願いします。

【注意事項】 申込書は、当支部窓口での提出又はFAXで受け付けます。郵送の必要はありません。
※申込書は講習に使用するもので、他の目的に使用することはありません。
※お申込みは当支部会員を優先して受け付けます。

【事務局使用欄】

受講番号	区分	備 考
	会員 ・ 非会員	

会員事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会長
(公 印 省 略)

令和5年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、沖縄総合事務局運輸部部長から別紙のとおり通知があります。

この安全総点検は、年末年始の輸送等の繁忙期において、自動車輸送機関等に総点検を実施し、輸送の安全に万全を期することを目的としております。趣旨をご理解の上、ご協力をお願い申し上げます。

つきましては、業務多忙の折誠に恐縮ですが、別添の実施細目に基づき実施するとともに、安全総点検期間中に実施した事項について、**別添の様式1-4（トラック）**に記入のうえ、**令和6年1月12日（金）までに（必着）**FAX等にて当協会あてご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

【本件に関する提出先及び問い合わせ先】

(公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課

TEL：098-863-0280 FAX：098-863-3591

令和5年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱
～事故防止等に関する安全点検及びテロ対策等の点検～

国 土 交 通 省
令和5年9月6日

第1 目的

日々の国民生活や経済活動を支える基盤である輸送機関等の「安全・安心」の確保は不可欠であるが、特に大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故等が発生した場合には大きな被害となることが予想される。（運輸）

昨年4月に北海道知床で発生した遊覧船事故を受けて、同年12月に取りまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」を踏まえ、実施可能な対策から速やかに実施し、旅客船の安全・安心な運航確保の取組を進めているところである。このような事故をはじめ、これまでに発生した事故や、豪雨、台風等による輸送障害といった近年の輸送情勢も踏まえ、事業者への指導強化などの安全施策の取組を実施し、事故等の再発防止を推進してきたところであるが、輸送機関等における安全確保及び事故防止の徹底を図るため、全てのモードにおいて、事業者における自主的な安全への取組を強化することが引き続き重要であり、経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下での自主点検等を着実に実施しながら、安全意識を向上させる必要がある。（危機管理）

テロの脅威は先進国を含めて世界各地に拡散し、最近のテロの対象として、警備や監視が手薄で不特定多数が集まる、いわゆるソフトターゲットが標的になる傾向があるなどテロ情勢は一層厳しさを増しており、さらなる対応力の向上が図られるよう、テロ対策の実施状況についても併せて点検を実施し万全を期する必要がある。さらに、新型インフルエンザ等感染症対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府及び国土交通省等の行動計画が策定されている。これらを踏まえ、運送事業者を含む事業者等は、対策の着実な実施に努める必要がある。

このため、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」（以下「総点検」という。）を実施する。

第2 期間

令和5年12月10日(日)～令和6年1月10日(水)

第3 重点点検事項

今年度の総点検においては、以下の4つの点検に特に留意する。

- (運輸)
- 安全管理（特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制）の実施状況
 - 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
 - (危機管理)
 - テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
 - 新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

第4 輸送等機関別の点検事項

- 1 鉄軌道交通関係（索道含む）
- (1) 安全管理（乗務員に対する指導監督体制、施設・車両の保守管理体制）の実施状況
 - (2) 施設・車両の保守及び整備（実施基準等の遵守）の実施状況
 - (3) 地震、津波、風水害、雪害等の対策設備並びに事故、災害等の発生時における旅客の避難誘導及び情報提供体制等の整備状況
 - (4) プラットホームにおける人身障害事故防止対策の実施状況（ホームにおける安全確認及び必要に応じた声かけ、車内放送等による旅客への注意喚起等の実施状況及び安全設備の状況）
 - (5) 「鉄道テロへの対応ガイドライン」を踏まえた、防犯カメラによる監視、駅構内・列車内及び沿線の重要施設（運転指令所・車両基地等）等の巡回等の実施状況、テロ発生等の緊急時の通報・連絡・指示体制の整備状況、テロ発生等の緊急事態を想定した訓練の実施状況
 - (6) 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

2 自動車交通関係

- (1) 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
- (2) 運行管理（飲酒運転、過労運転及び健康起因事故の防止、点呼の実施、運転者に対する指導監督）の実施状況
- (3) 整備管理（車両の日常点検整備、定期点検整備等）の実施状況（特に大型自動車の脱輪事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況）
- (4) コンテナ輸送における安全対策の実施状況
- (5) バスターミナル、自動車道及び一般トラックターミナルの保守点検の実施状況
- (6) 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- (7) テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- (8) 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

3 海上交通関係

- (1) 法令及び安全管理規程（特に、安全方針及び安全重点施策の策定・見直し、安全統括管理者及び運航管理者の選任に関する事項、気象海象条件を踏まえた運航の可否判断・航行中止の判断、乗組員の健康状態及び過労状態の把握）の確実な遵守状況
- (2) 安全に関する設備の確実な備付け及び旅客・乗組員・貨物に関する安全対策の実施状況（特に、火災対策（消火器等の点検、避難誘導訓練の実施）、荒天時の体制の準備状況（適切な情報収集体制、適切な当直体制）、飲酒対策の実施状況）
- (3) 旅客船等のターミナル、港湾施設等の保守点検の実施状況
- (4) 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備状況及び通信設備・通信環境の確認
- (5) テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況（注：外航船の場合、テロには海賊行為を含む）
- (6) 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

4 航空交通関係

- (1) 自然災害、事故等発生時の通報・連絡・指示を含む処理体制の整備状況
- (2) 自然災害の対策設備並びに事故、災害等の発生時における旅客の避難誘導及び情報提供体制等の整備状況
- (3) 航空機の整備及び運航管理（航空機乗組員の健康状態の確認、危険物輸送の管

理を含む)の実施状況

- (4) 航空機の保安対策の実施等によるハイジャック等テロ防止及び空港(重要空港関連施設を含む)警備の実施体制の整備状況
- (5) ターミナル、空港施設、航空保安設備等の保守点検の実施状況
- (6) テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びハイジャック・テロ等の発生を想定した訓練の実施状況
- (7) 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況
- (8) サイバーセキュリティ確保のための取組状況

5 利用運送業関係

- (1) 危険物輸送を管理するための体制整備状況
- (2) テロ防止のための警戒体制の整備状況並びにテロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況
- (3) 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

6 気象業務関係

- (1) 交通障害を生じる恐れのある時の気象・地震情報等の迅速・確実な情報伝達方法の整備状況
- (2) テロ発生時等の緊急時における連絡体制の整備状況
- (3) 職場における新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

第5 実施要領

- 1 本省関係局等においては、実施要綱に基づき実施計画(事故防止等に関する安全点検並びにテロ対策、新型インフルエンザ等対策の点検を併記するが、可能な限り区分する)を定め、総合政策局総務課交通安全対策室長及び大臣官房危機管理官に提出するとともに、地方支分部局に対し総点検の実施方法等を指示するほか、各関係事業者団体等に対し総点検の指導を行うものとする。
- 2 実施計画を定めるに当たっては、事業者等による自主点検の実施率を向上させる観点から点検項目は必要最小限とするほか、点検表の作成にあたっては、自由記述による回答が最小限となるよう配慮するものとする。
- 3 地方支分部局においては、実施計画に基づき、各地方の実情を勘案して実施細目を定めるとともに、自らの安全に関する業務の体制について総点検を実施するものとする。

また、所管の事業者等がある場合には、当該者に対して点検方法等の指示を行い、点検状況についての報告徴収を行うとともに、例えば、自主点検項目に関する事業者からの意見等、必要に応じて追加ヒアリング等を行うものとする。

なお、事業者等からの報告徴収等を行うに当たっては、電子メールや電子媒体の活用など、報告様式の印刷や集計に係る業務の効率化に努めるものとする。

- 4 事業者からの報告の際は、今般の総点検に対する経営トップを含む幹部の取組状況についても報告させるものとする。

なお、事業者が自主点検を実施した結果、安全上の問題点等が判明し、事業者自ら改善することができた事例等がある場合には、当該事例等についても併せて報告させるものとする。

- 5 立入検査の実施に当たっては、事業者等への影響や総点検全体の効率的かつ効果的な実施を勘案した上で行うものとする。

なお、特に繁忙が著しい貨物事業者等については、立入の実施時期を総点検実施期間に限らず前倒しする等、関係局等において適宜実施するものとする。

- 6 本省関係局等及び地方支分部局においては、事業者団体等に対して安全点検等のための通達を発出している場合には、実施計画又は実施細目を定めるに当たり、当該通達の実施状況を点検項目に反映させるなど、より効果的な自主点検が実施されるよう配慮するものとする。

- 7 本省関係局及び地方支分部局においては、自主点検の実施事業者数を増加させるため、所要の方策を立てるものとする。

特に、零細事業者等における自主点検の実施率を向上させる観点から、零細事業者等が実施すべき点検項目については、他の事業者が実施する点検項目とは別に簡略化されたものを使用する等、関係局等において、適宜実施することができるものとする。

また、事業者団体に加入していない事業者に対しては、例えば、研修や講習会の場を活用して自主点検の実施依頼を行うなど、可能な限り多くの事業者に対して自主点検の呼びかけを行うよう努めるものとする。

- 8 総点検は、関係行政機関との密接な連絡のもとに、その協力を得て実施するものとする。

- 9 地方支分部局は、以下の事項について、総合政策局総務課交通安全対策室長及び大臣官房危機管理官に対し全モードを報告し、本省関係部局に対しては、各モードごとに報告するものとする。

- (1) 上記3及び4に関し、関係事業者等からの報告のまとめ、自ら実施した総点検の結果及びこれらに対する所見
- (2) 自主点検の実施事業者数を増加させるために地方支分部局が実施した方策の内容
- (3) その他総点検の実施を通じて得た安全確保のための意見等

第6 その他

地方支分部局は、当期間以外でも各地方の輸送量等を勘案して総点検が必要と判断した場合には、当実施要綱を準用して実施できるものとする。

なお、実施に際してはあらかじめ本省関係局等と調整の上、その旨を総合政策局総務課交通安全対策室及び大臣官房危機管理室まで連絡するものとする。



自主点検表(トラック)

事業所名: _____

点検実施日: _____

重点点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
2. 健康管理体制の状況			
(1)	定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断等を受けさせ、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取しているか。(上記所見がない場合は○を記載。)		
(2)	医師からの意見等を勘案し、運転者について、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、当該運転者の健康状態を継続的に把握しているか。		
(3)	「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中における運行中止の判断目安等に従って、以下の事項を適切に実施するための体制を整備しているか。 ・乗務前点呼において、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定 ・運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示		
(4)	運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底しているか。		
(5)	脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診させているか。(「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」において推奨事項としていことから、実施している又は検討中の場合は「○」、実施していない又は検討していない場合は「×」を記載。)		
3. 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況			
(1)	「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。		
(3)	適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。		
4. 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況			
(1)	飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。		
(2)	運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(3)	飲酒を習慣にしている運転者等を把握し、翌日に乗務がある場合の飲酒等について指導しているか。		
(4)	覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(5)	運行経路にフェリーを組み入れている場合には、抜き打ちでフェリーに乗船するなどにより、乗船中の運転者の飲酒の有無など休息状況を点検しているか。(運行経路にフェリーを組み入れていない場合は○を記載。)		

5. 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況			
(1)	車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が確実に実施されているか。		
(2)	自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者や整備担当者、運転者等への周知徹底が図られているか。		
(3)	大型車の車輪脱落事故防止「令和5年度緊急対策」に基づく「車輪脱落事故防止キャンペーン」の取組内容について、運行管理者、整備管理者及び運転者等に対し、社内でのポスターの掲示等を通じて周知徹底が図られているか。 なお、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車を所有していない場合は「○」を記載する。		
(4)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、タイヤ脱着作業は、計画的に正しい知識を有する者に実施させているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
(5)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、自社でタイヤ脱着作業を行った場合には、大型車の車輪脱落事故防止「令和5年度緊急対策」で定めるタイヤ脱着作業管理表等を用い、適切なタイヤ脱着作業の結果を記録しているか。 なお、対象車両を所有していない場合には「○」を記載する。		
(6)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、冬用タイヤへの交換等タイヤの脱着作業を実施した後、50km～100km走行後にトルクレンチを用いて規定トルクでホイール・ナットの増し締めを実施しているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
(7)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、日常点検時に、点検ハンマーによる打音、又はインジケータやマーキングを用いた目視により、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み等について確認しているか(特に車輪脱落事故の多い左後輪)。併せて、「ホイール・ナットの脱落及び緩み」や「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」、「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」等についても点検を行っているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
(8)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、タイヤ脱着時にホイール・ボルト、ホイール・ナット及びホイールの錆や汚れの状況を確認し、錆や汚れを除去した上で、必要箇所に潤滑剤を塗布してから組み付けているか。また、錆や汚れの除去が不可能なものは交換しているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。 		
(9)	保有する車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車全てについて、年末年始輸送安全総点検期間中に、ホイール・ナットが規定のトルクで締め付けられているかの確認をし、締め付けトルク不足が発見された場合は、その車両数及び事業所内の全車両数を記載する。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
(10)	スペアタイヤ取付装置、スペアタイヤの取付状態、ツールボックスの取付部について3ヶ月毎の定期点検を実施しているか。(車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)		
6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況			
(1)	気象情報(大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。)や道路における降雪状況等を適時に把握することにより、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行える体制を構築しているか。 なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。		
(2)	冬用タイヤの溝の深さが、タイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの確認を行っているか。 なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。		
(3)	大雪及び暴風雪に備え、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底等、輸送の安全確保が図られているか。 なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。		

点 検 事 項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
1. 点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況			
(1)	点呼の際、運転者の運転免許証の携行及び有効期限の確認を確実に行うとともに、運行経路の指示や、あおり運転の禁止等道路交通法の遵守について、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(2)	適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。		
(3)	事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(4)	運転中の携帯電話、スマートフォンの使用禁止について、運転者に対し指導・監督を行っているか。		
(5)	過積載運行等の防止を図っているか。		
(6)	過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造(例:不正な二次架装、速度抑制装置の機能の解除、前面ガラス等への装飾板の取付、さし枠の取付、突入防止装置の取外し、点滅灯火の取付け等)の防止が徹底されているか。		
(7)	交差点での右左折時をはじめとした歩行者等との事故を防止するため、運転者に対し、以下の事項を徹底しているか。 ・自動車の構造上の特性(視野、死角、内輪差、等)を理解させ、直前、側方、後方などの見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識させること。 ・道路には、歩行者や自転車などが通行しており、それぞれの行動を理解し走行時に配慮することにより、事故を回避できることを認識させること。 ・歩道側の植え込みなどにより見通しの悪い交差点では、歩行者や自転車車が飛び出してくる可能性が高いことから、一時停止または徐行し、注意して走行することが必要であることを認識させること。		
(8)	路上横断者との轢過事故等を防止するため、夕暮れ時における前照灯の早めの点灯及び、暗い道等での走行用前照灯(上向き)とすれ違い用前照灯(下向き)の小まめな切替えを励行すること。		
2. コンテナ輸送における安全対策の実施状況			
(1)	コンテナの運送開始前に、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを徹底するよう運転者に指導しているか。(コンテナ輸送がない場合は○を記載。)		
(2)	トラクタ・トレーラの構造上の特性と、当該特性及びコンテナ内貨物の状態を踏まえた運転時の適切な運転操作について運転者に指導しているか。(コンテナ輸送がない場合は○を記載。)		
(3)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者からコンテナ内貨物の重量、品目、梱包、危険物に関する情報を取得し、当該情報を運転者に伝達しているか。(コンテナ輸送がない場合は○を記載。)		
(4)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者から取得した情報に基づき適切な車両を手配するとともに、当該情報によりあらかじめコンテナに不具合のおそれがあると認められる場合には、当該委託者に連絡し、対応について指示を仰いでいるか。(コンテナ輸送がない場合は○を記載。)		
(5)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、コンテナの運送開始前に、重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が生じていないかを確認し、これらのおそれがある場合には、事業者と連絡するよう運転者に指導しているか。(コンテナ輸送がない場合は○を記載。)		

様式1-4
(事業者用)

4. 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況			
(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(2)	自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。		
(3)	危険物等運搬車両については、緊急連絡カード(イエローカード)の携行その他必要事項について規定されているか。		
(4)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		
5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況			
(1)	始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。		
(2)	不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。		
6. 新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況			
(2)	職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。		
(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。		

点 検 項 目	実施回数	備 考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数		

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入下さい。

12月から1月まで 年末・年始労働災害防止強調運動を実施します！

陸災防では、12月1日から翌年1月31日において年末・年始労働災害防止強調運動を実施し、近年課題としている荷役災害及び深刻化している労働者の高齢化に伴う災害の防止を中心に、労働災害防止対策への取組を一層進めてまいります。また、改正労働安全衛生規則の定着への取組を推進してまいります。

会員事業場の皆様におかれましても、労働災害防止活動に積極的にお取り組みいただくようお願いいたします。

令和5年度 陸上貨物運送事業

年末・年始労働災害防止強調運動 実施要綱

1 趣旨

陸災防においては、「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」（計画期間 令和5年度～令和9年度）に基づき、

①墜落・転落災害については、本計画期間中に前計画期間（2018年度から2022年度）中の死傷災害総件数から、5%以上の減少をめざす。（令和5年は、4,243人以下。）

②本計画期間中に前計画期間中の死亡災害総件数から5%以上の減少をめざす。（令和5年は、87人以下。）

③安全衛生推進者の選任を徹底し、レベルアップのための能力向上教育を充実する。

とした目標を設定し、その目標を達成するため、積極的な安全衛生活動を展開しているところである。

令和5年度の労働災害発生状況（1～8月速報値）は、死亡災害が63人（前年同期比＋14人、＋28.6%）と大幅に増加している。特に、交通事故の9名増加が顕著である。一方、死傷災害は9,488人（前年同期－194人、－2.0%）、そのうち墜落・転落災害は2,470人（前年同期－46人、－1.8%）とわずかに減少している。

死傷災害では、墜落・転落、動作の反動・無理な動作による災害が相変わらず高い割合で推移するとともに、転倒、はさまれ・巻き込まれ、激突されによる災害も増加していることから、近年課題としている荷役災害の防止に、より一層強力に取り組む必要がある。

さらに、労働者の高齢化に伴う災害も深刻化しており、厚生労働省が示した「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を踏まえ、高齢労働者の労働災害を防止することも必要である。

こうした陸運業における労働災害の課題を踏まえ、その防止対策を推進するに当たっては、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を

遵守することはもとより、職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何より重要である。

こうした認識の下、本年12月1日（金）から令和6年1月31日（水）までの2か月間を、令和5年度年末・年始労働災害防止強調運動期間として、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、労働災害防止のため以下の取組を行うこととする。

2 実施期間

令和6年12月1日（金）から令和6年1月31日（水）まで

3 スローガン

「テールゲートリフター 思いもよらない危険が潜む 職場で徹底 正しい作業」

（令和5年度安全衛生標語 荷役部門優秀作品）
「腰守ろう すきま時間でストレッチ 小さなことの積み重ね」

（令和5年度安全衛生標語 健康部門優秀作品）

4 主唱者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部及び各都道府県支部

5 後援

厚生労働省

6 実施者

会員事業場

7 取組の重点

(1) 死傷災害の減少を図るため、同災害の7割以上を占める荷役災害の防止を重点とし、本年10月に施行された改正労働安全衛生規則等に基づく、昇降設備の設置、保護帽の着用及び来年2月に施行されるテールゲートリフターの特別教育の義務化等の安全対策の徹底を周知するとともに、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」という。）の一層の周知、荷主等と陸運事

業者との連携・協力促進協議会の開催、荷役労働災害防止対策コンサルティング事業の実施、荷役災害防止安全教育を実施するなど荷役労働災害防止対策を推進する。

(2) テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育の受講促進を図るとともに、ロールボックスパレットの安全な取扱いについて周知を図る。

・「テールゲートリフター／ロールボックスパレットを使う前の5つの基本チェックリスト」
・「改良しようロールボックスパレット3つのポイント」を提案します！」

・「ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル 安全に作業するための8つのルール」

の配布による周知を行う。

(3) 交通労働災害を防止するため、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知をはじめ、「高齢者に配慮した交通・荷役災害防止の手引き」を活用した教育の推進を図る。

(4) 特に冬季は、積雪や凍結による転倒災害が多発するため、厚生労働省及び労働災害防止団体が主唱する「STOP！転倒災害プロジェクト」に掲げる事項を踏まえた取組を推進する。

(5) 腰痛の予防

「職場における腰痛予防対策指針」に基づく、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。特に、長時間車両を運転した後に重量物を取り扱う場合は、小休止・休憩及びストレッチングを行った後に作業を行わせる。

(6) 高齢労働者の労働災害を防止するため、エイジフレンドリーガイドラインの周知を図る。

(7) 健康診断の有所見率が高い水準で推移していることから、健康確保に向けた対策として、健康診断の完全実施及び長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導等事後措置の徹底、ストレッチャーの実施とその結果に基づきメンタルヘルズ対策を推進するとともに、腰痛災害防止に向けた取組を推進する。

(8) 職場における自主的な安全衛生活動を推進するため、安全衛生推進者の選任の徹底及びそのレベルアップを図るとともに、個別サポート事業の活用促進等を通じて、職場に潜む危険の芽を事前に摘み取ってリスクの低減を図り、安全度の高い職場の実現を目指す取組である危険予知活動（KY活動）、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等の定着を図る。

8 主唱者の実施事項

(1) 各種安全大会、研修会、個別・集団指導等の実施

・交通事故、労働災害防止大会の開催
・「職場の安全衛生自主点検表」を用いた事業場への個別指導・パトロールの実施
・「荷役災害防止安全教育」をはじめとする安全衛生研修会、セミナーの実施
・個別サポート事業の積極的活用
・陸運災防指導員会議等の開催

(2) 各種啓発資料を活用した災害防止対策の周知・徹底を図る

厚生労働省及び陸災防が作成・配布している各種パンフレット、リーフレット、冊子等の啓発資料を活用し、労働災害防止対策の周知・徹底を図る。

(3) 陸災防労働災害事例生成ツールの活用促進
・「陸災防労働災害事例生成ツール」の活用促進を進めるとともに、登載事例の充実を図る。

(4) 行政との連携、広報等

・厚生労働省、都道府県労働局、全日本トラック協会、都道府県トラック協会等関係行政機関、団体等に対し本運動の実施について協力依頼を行う。

・広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知・徹底を図る。

・安全ポスター、のぼり等の作成・配布により、本運動の気運の醸成を図る。

9 会員事業場の実施事項

・経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。

・安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」により職場の安全衛生点検を行う。

・安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。

・「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て種別作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。

・定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。

テールゲートリフター特別教育に係る 「インストラクター養成講座」を開催

10月19日(木)に九州沖縄トラック研修会館において陸災防沖縄県支部主催の標記講座が開催され、会員事業者等から87名の参加がありました。

令和5年3月28日に労働安全衛生規則が一部改正され、令和6年2月1日より特別教育を受けた者だけがテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業を行うことができることになるため、この改正に対応すべく開催しており、今後とも「インストラクター養成講座」及び「特別教育」を定期的を開催していく予定です。



講習の様子



田畑安全管理士

陸運事業者のための安全 マネジメント研修が開催されました!

10月20日(金)に九州沖縄トラック研修会館において、標記研修が開催され、会員事業者から54名の参加がありました。

この研修は全日本トラック協会・陸上貨物運送事業労働災害防止協会等が主催し、目的として「運輸安全マネジメント」と「陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン (RIKMS)」について理解し一体的に運用することにより、効果的に事故や災害のリスクを低減し、安全衛生のレベルアップを図ります。

研修では陸災防安全管理士 田畑裕司氏が講師を務め、受講者には修了証が交付されました。



研修の様子

【厚生労働省からのお知らせ】

「荷主特別対策担当官」は「トラックGメン」による
発着荷主等に対する「働きかけ」等に参加します

～「トラックGメン」設置に伴う国土交通省との連携強化～

厚生労働省は、令和4年12月23日に都道府県労働局において「荷主特別対策チーム」を編成し、「荷主特別対策担当官」を中心に、トラック運転者の方の長時間労働の是正のため、発着荷主等に対して、長時間の荷待ちを発生させないことなどについての要請とその改善に向けた働きかけを行っています。

一方、国土交通省では、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「トラック法」といいます。）に基づく発着荷主等への「働きかけ」等が行われてきたところですが、新たに本省・地方運輸局・運輸支局に「トラックGメン」が設置され、発着荷主等への監視体制の緊急強化が図られました。

厚生労働省では、トラックGメンの設置に伴い、国土交通省との連携を強化し、トラック運転者の労働条件の改善と取引環境の適正化に努めてまいります。

【トラックGメンの設置に伴う国土交通省との連携強化の概要】

- ・発着荷主等の情報を国土交通省に提供します

トラックGメンによる働きかけ等の対象選定に活用されるよう、厚生労働省ホームページ「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」に寄せられた発着荷主等の情報や労働基準監督署が監督指導時に把握した情報に加え、労働基準監督署が要請を実施した発着荷主等の情報を、広く国土交通省に提供します。

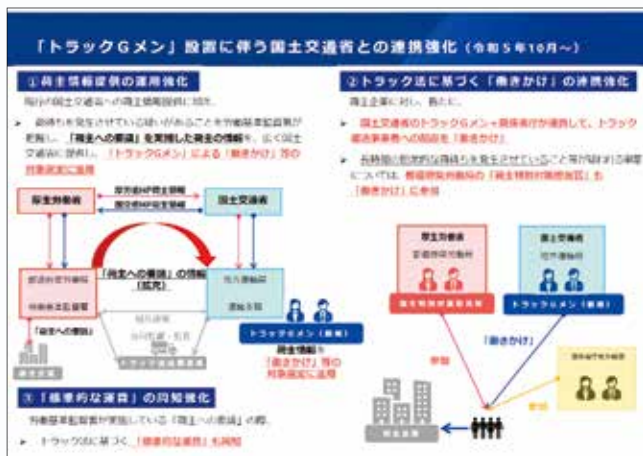
- ・「荷主特別対策担当官」が、トラックGメンによる「働きかけ」等に参加します

地方運輸局・運輸支局のトラックGメンが、長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる発着荷主等に対して実施する働きかけ等に、荷主特別対策担当官も参加します。

- ・労働基準監督署は、発着荷主等への要請の際、「標準的な運賃」も周知します

労働基準監督署が、発着荷主等に対する要請の際、標準的な運賃（※）も併せて周知します。

※トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したもの。



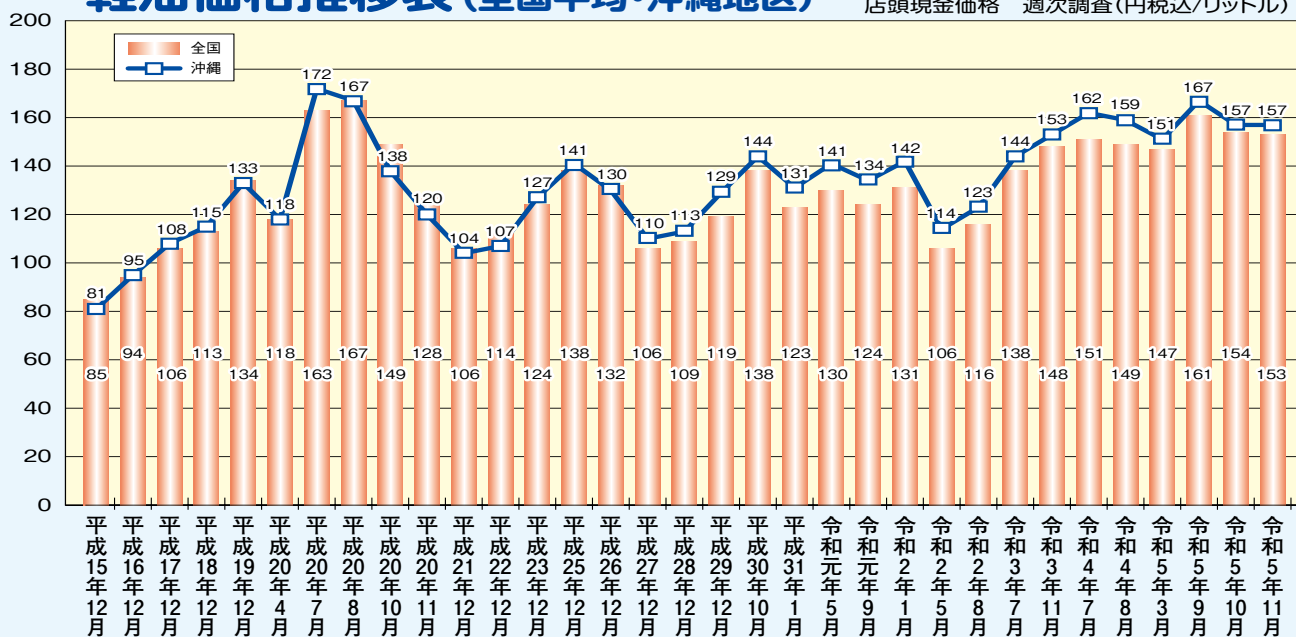
「トラックGメン」設置に伴う国土交通省との連携強化



発着荷主等に対する要請時に配布するリーフレット「STOP! 長時間の荷待ち」

軽油価格推移表(全国平均・沖縄地区)

2023年11月20日 現在
店頭現金価格 週次調査(円税込/リットル)



経産省資源エネルギー庁公表 小数点以下切り捨て

協会 日誌

2023年 12月行事予定

- 1(金) 改善基準告示解説セミナー(5F) 13:30~15:00
- 4(月) 九州各県トラック協会事務局長及び担当者会議
(佐賀県市町会館)~5日/地域ネットワーク連絡
会議(沖縄総合事務局10F会議室)
- 7(木) 第203回理事会及び政治連盟冬期懇談会(第一ホ
テル東京) 14:30~/中小トラック運送事業者のため
のIT活用セミナー(5F研修室) 13:30~16:30
- 8(金) 標準的な運賃活用セミナー(5F) 13:30~17:00/
新垣正仙副会長「国土交通大臣表彰受賞祝賀会」
(パシフィックホテル沖縄) 18:00~20:00
- 12(火) テールゲートリフター特別教育のインストラク
ター養成講座(沖ト協5F) 10:00~16:30
- 13(水) 第5回理事会(5F研修室) 12:00~
- 14(木) 宮古支部・八重山支部訪問(~15日)

- 20(水) 飲酒運転根絶県民大会及び令和5年度交通安全
フォーラム(てだこホール) 14:30~17:30
- 28(木) 仕事納め

2024年 1月行事予定

- 1(月) 元日
- 8(月) 成人の日
- 11(木) 全国専務理事業務連絡会議
- 17(水) 運行管理者等基礎講習(NASVA沖縄支所)~19日
- 19(金) フォークリフト安全運転講習会(5F)
14:00~16:00(予定)
- 23(火) 全ト協新年賀詞交歓会 パレスホテル東京/テ
ールゲートリフター特別教育(沖ト協5F)
10:00~15:30
- 26(金) 全日本トラック協会青年部会九州ブロック大会
(宮崎観光ホテル) 15:30~

県交通遺児育成会に43万円寄付

当協会は11月20日(月)、(公財)沖縄県交通遺児育成会に43万2,094円を寄付しました。

9月に開催したチャリティーゴルフ大会や当協会窓口を設置された募金箱に寄せられた寄付金等で、同協会への寄付は30回目で総額1,058万797円となる。

寄付に協力していただいた会員の皆様に深く感謝申し上げます。



集団健康診断を実施しました!

日程: 令和5年11月8日(水)
場所: 九州沖縄トラック研修会館
(実施医療機関: 那覇市医師会)
受診者数: 22事業者 74名



☆次回予定

日程: 令和6年6月予定(6日間)
場所: 九州沖縄トラック研修会館

「沖縄自動車道」ご利用に関するお知らせ！

現金車^{※1}の35.5%割引は 令和6年3月末で 終了します

例 那覇IC～許田ICを 普通車
ご利用の場合 1,040円 ▶ **1,610円**
(最大570円UPに...。)

※1 現金、クレジットカード及びETC車載器を取り付けていない車両におけるETCカードでのお支払いを指します。
※2 ETCマイレージポイント、平日朝夕割引、深夜割引、大口・多頻度割引等は継続します。令和6年4月にETC車への35.5%割引措置は廃止のため、会社HP等で改めてお知らせします。なお「残がい割引」はETC車現金車ともに適用となります。

令和6年4月以降に割引措置を行う場合はETC限定になります。^{※2}

スイー スイー スイー スイー

ETC車ならお得になります!

しまんちゅだけの
お得なキャンペーン



ETC車載器購入助成
キャンペーン2023

期間/2024年
3月31日(日)まで

今なら

2024年3月31日(日)まで

ETCまたはETC2.0車載器が

詳しくは
こちら▶



最大10,000円の割引!

※新セキュリティ規格対応のETCまたはETC2.0車載器を新規購入し、セットアップ・取り付けする場合に限りです。
※ETC車載器本体・セットアップ費用・取付工費から10,000円を割引いたします。※新車購入時の車載器の購入・セットアップ・取付は助成対象となりません。

さらに

2024年4月12日(金)まで

ETCマレージポイント

もれなく

5,000円

ポイント付与!

※本キャンペーンで車載器助成を受けた方でETCマレージサービスに登録済みかつ特設Webサイトでアンケートに回答し、必要事項をいただいた方に限りです。
※最大5,000円分贈出となります。

でうひゃー...!!
でうひゃー...!!



シャロコ一寛野海



こつ割引等
はに



・平日朝夕割引 平日 6時～9時・17時～20時
(土・日・祝日を除く)

・ETCマレージポイント 通行料金10円につき
1ポイント付与!